

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく 具体的な施策の内容（案）

令和 5 年 12 月 27 日

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

目次

1 食料安全保障の在り方 -----	2
(1) 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立-----	2
(2) 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み-----	2
(3) 不測時の食料安全保障-----	3
2 食料の安定供給の確保 -----	
(1) 食料の安定供給の確保に向けた構造転換-----	4
(2) 生産資材の確保・安定供給-----	7
(3) 農産物・食品の輸出の促進-----	8
(4) 適正な価格形成-----	9
(5) 円滑な食品アクセスの確保-----	10
(6) 国民理解の醸成-----	12
(7) 事業者・消費者の役割-----	12
(8) 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展-----	13
3 農業の持続的な発展 -----	
(1) 多様な農業人材の育成・確保-----	14
(2) 農地の確保と適正・有効利用-----	17
(3) 経営安定対策の充実-----	19
(4) 農業生産基盤の整備・保全-----	20
(5) 生産性の向上に資するスマート農業の実用化等-----	22
(6) 家畜伝染病、病害虫等への対応強化-----	23
4 農村の振興（農村の活性化） -----	24
5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 -----	26
6 多面的機能の発揮 -----	28
7 関係団体等の役割 -----	29

II 政策の新たな展開方向

1 食料安全保障の在り方

(1) 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

食料安全保障について、F A Oなどでは、国全体で必要な食料を確保するというだけでなく、国民一人一人にまで行き渡るようなものとされている中で、こうした国際的な定義も参考に、食料安全保障について、平時にも、国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることを含むものへと再整理する。

その際、農地・水等の農業資源、担い手、技術等の生産基盤が強固なものであることは食料安全保障の前提である旨を位置付けるとともに、食料システムを持続可能なものとするため、国・地方公共団体・農業者・事業者・消費者が一体となって取組の強化を進める。

(2) 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み

英国では、平時においても食料安全保障の状況をチェックする仕組みがある。こうした先進的な事例も参考とし、

- ① 世界の食料需給の状況
- ② 我が国の食料や生産資材の輸入
- ③ 農地・水等の農業資源、担い手、技術等の生産基盤の状況を含む国内の食料供給力の状況
- ④ 国内外の物流の状況等を含むサプライチェーンの状況

などを示す様々な指標を活用・分析することにより、我が国の食料安全保障の状況を定期的に評価する仕組みを検討する。

(2) 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み

食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）について、平時からの食料安全保障を実現する観点から、以下のとおり見直しを行い、その具体的内容の検討を進める。

- ① 食料安全保障をめぐる世界の情勢の分析を行う。
- ② 我が国の食料安全保障について、主たる項目ごとに、現状分析、課題の明確化、課題解決のための具体的施策、施策の評価のためのK P Iを設定する。その際、食料自給率に加え、食料安全保障上の様々な課題の性質に応じたK P Iの設定を行う。
- ③ また、P D C Aを回し、施策の見直しやK P Iの検証を行う。

II 政策の新たな展開方向

1 食料安全保障の在り方

(3) 不測時の食料安全保障

現行の基本法では、不測時の食料安全保障について、食料増産、流通制限などを講ずる旨が規定され、農林水産省の緊急事態食料安全保障指針において、その具体的な手順等を定めているものの、政府全体で対処するための具体的な体制は定まっていない。

このため、不測時における基本的な対処方針を明確にしていくとともに、平時と不測時の切替えや、不測時における個別のケースに応じた対策を、農林水産省以外の省庁による対策も含め、関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制を構築する。

また、現在不測時の対応の根拠となる国民生活安定緊急措置法や食糧法などで十分な対応を講じられるのか検証の上、食料安全保障上のリスクに応じて、不測時の対応根拠となる法制度を検討する。

(3) 不測時の食料安全保障

干ばつ、冷害等の異常気象による不作や、病害虫、家畜の伝染性疾病等により食料の供給不足等が生じ、国民生活・国民経済への支障が発生することを防ぐため、

- ① 不測の事態が発生したときに、必要な対策を効果的に実施するため、国が民間の在庫状況など必要な情報を収集できるようにすること
- ② 不測の事態が発生するおそれが生じた場合には、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、政府全体の意思決定が行える体制を整備すること
- ③ 食料やその生産に必要な生産資材について、出荷の調整や輸入拡大、生産拡大など食料供給の確保に必要な措置を講ずるため、政府対策本部の決定に基づき、民間事業者に対して食料供給の確保のための措置の要請や、必要な供給量を確保するための計画の作成指示、当該計画の変更指示等の措置を行うこと

等の内容について、令和6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める。

II 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

(1) 食料の安定供給の確保に向けた構造転換

食料や生産資材について過度な輸入依存を低減していくため、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、小麦や大豆、飼料作物など、海外依存の高い品目の生産拡大を推進するなどの構造転換を進めていく。

現行の基本法では、国内の農業生産の増大を図ることを基本とする旨が規定されているが、食料安全保障の強化に向けた構造転換を図るため、国内生産の増大については、食料供給力の維持・強化を前提に、海外依存度の高い品目の生産拡大を行うことにより実現する。

その際、**需要に応じた生産に向けて、平地・中山間地など各地の産地化の意向を踏まえ、水田機能を維持しながら麦・大豆等の畑作物を生産する水田については水稲とのブロックローテーションを促すとともに、畑作物の生産が定着している水田等は畑地化を促していく。**

特に、畑作物の生産を増大させるためには、本作化による品質や収量の向上を図ることが重要であり、各産地における農地利用を含めた産地形成の取組を推進する。

また、国内で自給可能な米を原料とした米粉について、専用品種の開発・普及等により産地化を図るとともに、食品製造事業者や製粉企業による新商品の開発等を促進し、米粉の利用拡大を加速する。

(1) 食料の安定供給の確保に向けた構造転換

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

1) 水田政策

現行の基本法に基づき、需要に応じた生産を推進することを基本としつつ、具体的な施策としては、

- ① 輸出拡大や米粉の特徴を生かした新商品開発などコメの需要拡大に取り組みつつ、令和9年度までに各産地の意向を踏まえ、水田におけるブロックローテーションや畑地化の取組を集中的に推進するとともに、飼料用米専用品種化の推進などを着実に実施する。
- ② また、これに併せた畑地化等による海外依存度の高い麦・大豆等の本作化を集中的に推進する。特に、麦・大豆のシェア拡大に向け、基本法の見直し後に策定される次期基本計画において作付面積拡大に係る意欲的な目標を設定した上で、基盤整備による汎用化・畑地化の推進と合わせ、作付けの団地化、ブロックローテーション、スマート技術等の導入等により生産性の向上を図るとともに、生産者が安心して増産に取り組めるよう、民間の調整保管能力を高める。

そのほか、加工・業務用野菜について、輸入原料から国産活用への切替えを促進するために、実需者と連携して安定的な供給体制の構築を推進するとともに、国内外の需要に応えきれない果樹について、生産の増大に転じるため、担い手・労働力の育成・確保とともに省力化した生産体系への転換を推進する。

その上で、国内生産で国内需要を満たすことができない食料については、

- ① 海外調達のための輸入相手国への投資の促進、輸入国の多元化
 - ② 官民による輸入相手国との連携強化・需給状況に関する情報共有
- 等の安定的な輸入の確保を図る施策を講ずる。

2) 野菜・果樹対策

現行の基本法に基づき、需要に応じた生産を推進することを基本としつつ、具体的な施策としては、

- ① 加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、輸入野菜のうち生鮮野菜及び冷凍野菜をターゲットとし、実需者と連携した加工・業務用産地への切替え、生産・流通が一体となって取り組む効率的サプライチェーン構築のためのスマート農業技術の導入や物流拠点、冷凍施設等の整備、消費者の国産選択に資する施策の充実等を推進する。
- ② 野菜種子について、世界各地の適地に分散した生産による安定供給をより盤石なものとするため、国内外の採種地開拓や国内の効率的な採種技術の開発・実証等を支援する。
- ③ 果樹について、スマート農業技術や省力樹形の導入等により生産供給体制を刷新するモデル産地を整備するとともに、省力的な植栽方法への転換や省力樹形の導入を推進する。
- ④ 果樹生産に必要不可欠な花粉・苗木について、供給体制の強化に向け、専用産地の創出や、全国流通体制の構築を推進する。

3) 安定的な輸入の確保

国内生産で国内需要を満たすことができない食料等について、平時から安定的な輸入の確保を図るため、以下の取組を推進する。

- ① 輸入相手国における穀物等の内陸集出荷施設や港湾船積施設等に対する投資の促進
- ② 輸入相手国との食料等の安定供給に関する政府間対話の実施
- ③ これら取組の円滑な実施のための官民の情報共有の場の創設

また、食料の備蓄強化に向けては、国内外の食料安全保障の状況を適切に把握・分析の上、これを踏まえて、備蓄の基本的な方針を明確にしていくことを検討する。

4) 食料の備蓄対策

食料の備蓄について、以下のような基本的な考え方のもと、今後、具体的な検討を進める。

また、備蓄対策を行う上で、政府備蓄によらない品目等の民間在庫量を把握できるようにするため、企業の営業上の取扱い等に十分配慮した上で、政府による調査の仕組みを導入する。

- ① 備蓄は、不測の事態の発生初期における効果的な対策だが、代替調達先の確保等、次の対策を措置するまでの対応手段であること。
 - ② 民間が自主的に確保する原料在庫、国内の流通段階の製品在庫等、国内に存在する備蓄をトータルで把握する総合的な備蓄により、不測時には計画的に市中に供給していくこと。
 - ③ 官民合わせた総合的な備蓄体制を構築するに当たっては、各品目の特性に応じ、民間在庫・流通在庫や代替輸入・国内増産の可能性、品目ごとのバランスも考慮した上で、適正な備蓄水準を検討すること。
- また、新たな備蓄については、輸入リスク低減の観点から可能な限り国産品で対応すること。

その上で、国民が必要な供給熱量を確保する上で重要な穀物については、以下の措置を講ずる。

- ① 国産小麦・大豆について、豊凶変動のリスクがある中で、生産者が安心して増産に取り組めるよう、民間の調整保管能力を高めていくこと。
- ② その際、米についても、上記の基本的な方針に従って、適正な備蓄水準を確保した上で、総合的な米政策の在り方についても検討を行うこと。

II 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

(2) 生産資材の確保・安定供給

食料や生産資材について過度な輸入依存を低減していくため、農業生産に不可欠な資材である肥料について、堆肥・下水汚泥資源、稲わら等の国内資源の利用拡大や、肥料の使用の低減に資する環境負荷低減の取組を推進するなどの構造転換を進めていく。

現行の基本法では、生産資材については、生産・流通の合理化を促進する旨が規定されるにとどまるが、生産性・品質・環境等も考慮して安定的な確保・供給も促進することとし、輸入への依存度が高い生産資材について、未利用資源の活用等、国内で生産できる代替物へ転換することを位置付ける。

その際、**肥料については、価格・供給の安定を図るため、**

① **平時においては、化学肥料から堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換、堆肥の広域流通を促進するとともに、調達先国との資源外交の展開、肥料原料の備蓄体制の強化を進める。**

② **価格急騰時においては、価格転嫁が間に合わない高騰分の補填対策を明確化して対応していく。**

また、**飼料については、耕畜連携や飼料生産組織の強化等の取組による稲わらを含む国産飼料の生産・利用拡大を促進するための仕組みを検討する。**

(2) 生産資材の確保・安定供給

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

① 肥料について、

ア) 平時の対応として、政府一体となった化学肥料原料の調達先国との資源外交や経済安全保障推進法に基づく特定重要物資としての備蓄体制の整備を推進しつつ、原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携して行う堆肥や下水汚泥資源等の国内肥料資源利用拡大や関係事業者の連携づくり等を進めるためのマッチング機会の提供等の取組を加速するとともに、

イ) 価格急騰時の対応として、平時より通関における肥料原料価格等を調査し、同価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、これまでに実施した肥料価格高騰対策の仕組みや効果等を踏まえて影響緩和対策の実施を検討することを食料安全保障強化政策大綱に位置付ける。

② 飼料について、令和6年度における地域計画の策定を念頭に、耕種農家と畜産農家との長期かつ安定した飼料生産・利用体制の構築（耕畜連携）、飼料生産の担い手の確保（外部化）、飼料作物の生産に適した合理的な農地利用、稲わらを含む国産粗飼料の流通体制の確立等、生産・利用・流通の各段階の仕組みづくりに関する方向性を定める。

その上で、畜産振興に意欲のある地域において、飼料の生産・利用に向けた地域農業の在り方に関する畜産農家等も含めた話し合いを基に、地域計画の策定を促し、令和7年度以降、当該計画に基づく「飼料産地づくり」を推進する。

II 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

(3) 農産物・食品の輸出の促進

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進については、国内の農業生産基盤の維持を図るために不可欠なものとして政策上位置付ける。

その際、国産の農産物・食品の輸出の促進について、農業者等へ真に裨益するよう、

- ① 地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成
 - ② 生産から加工、物流、販売までのサプライチェーン関係者が一体となった戦略的な輸出の体制の整備・強化
 - ③ 海外への流出防止や競争力強化等に資する知的財産等の保護・活用の強化
- 等の施策を確実に講ずる。

なお、輸入の急増、国内生産の減少の際に必要な輸出入に関する措置についても適切に講ずる。

(3) 農産物・食品の輸出の促進

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

- ① 生産から流通・販売に至る関係者が一体となって、地域ぐるみで輸出を推進する体制を構築し、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通への転換により、高い付加価値を創出するとともに生産性の高い輸出産地の形成を進める。
- ② 輸出先の多角化や輸出先国における販路開拓を強力に進めるために、
 - ・マーケットインの発想により、人材の育成・活用を進め、品目団体の取組や輸出支援プラットフォームによる支援を強化するとともに、
 - ・食品事業者の海外展開を推進することを通じ、海外の流通マージンを日本の利益に転換するなど、
 サプライチェーン関係者が一体となった戦略的な輸出体制の整備・強化を図る。
 あわせて、輸出先国の国際的・科学的な見地から合理的な水準を超える規制の撤廃・緩和に向けて、政府一体となって輸出先国の政府と協議を行う。
- ③ 育成者権管理機関の取組を推進し、
 - ・海外からのロイヤリティを新品種開発に投資するサイクルや輸出先国における周年供給ビジネスモデルを構築するとともに、
 - ・国内における優良品種の苗木販売や栽培技術の管理を更に徹底し、
 海外流出防止の実効性を強化する。
 また、優良品種、ブランド等の知的財産の戦略的な保護・活用に向け、知財教育と現場サポート体制の充実を図る。

II 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

(4) 適正な価格形成

食料システム全体を持続可能なものとしていくため、食料システムの各段階の関係者が協議できる場を創設し、

- ① 適正取引を推進するための仕組みについて、統計調査の結果等を活用し、食料システムの関係者の合意の下でコスト指標を作成し、これをベースに各段階で価格に転嫁されるようにするなど、取引の実態・課題等を踏まえて構築する。
- ② 適正な価格転嫁について、生産から消費までの関係者の理解醸成を図る。

なお、資材価格急騰時など価格転嫁が困難な場合には、農業者の経営の安定に向けて、配合飼料価格安定制度などで対応していく。特に、肥料については、価格急騰時においては、価格転嫁が間に合わない高騰分の補填対策を明確化して対応していく。

(4) 適正な価格形成

持続可能な食料供給を実現するためには、生産はもちろん、流通、加工、小売等の食料システムの各段階の持続性が確保されることが不可欠である。海外の例を見ても、コストが上昇すれば、価格転嫁が行われることが基本であり、我が国においても長期にわたるデフレ基調を払拭し、関係者の意識・行動の変容を促す取組を進めなければならない。

農林水産省において、食料システムの各段階の関係者が参画した「適正な価格形成に関する協議会」を設置し、適正取引に向けた議論を開始した。今後、適正取引を推進するための仕組みづくりに向けて、関係者が協調して議論し、各段階のコストの実態を明らかにする等により、①新たな仕組みを設ける必要性の理解醸成、②実態に合ったコスト指標の検討、③コスト指標を活用した価格形成方法の具体化等を進めることが重要である。

まずは、「飲用牛乳」「豆腐・納豆」について、流通経路が簡素でコストの把握も比較的容易であり、生産等の持続性を確保すべき品目として、仕組みづくりの具体化を目指す。

併せて、その他の品目についても、産地・品目ごとのコストデータの把握・収集、価格交渉・契約上の課題等の検討を進める。

さらに、価格形成に関する理解が消費者を始めとするより多くの関係者に一層広がるよう、主な品目の生産、流通、小売等の段階別の価格形成の実態についての効果的な情報発信を行う。

また、肥料については、価格急騰時の対応として、平時より通関における肥料原料価格等を調査し、同価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、これまでに実施した肥料価格高騰対策の仕組みや効果等を踏まえて影響緩和対策の実施を検討することを食料安全保障強化政策大綱に位置付ける。【再掲】

II 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

(5) 円滑な食品アクセスの確保

円滑な食品アクセスの確保を図るため、

① 産地から消費地までの幹線物流について、関係省庁と連携し、

ア) 「2024年問題」を始め、トラックドライバーの人手不足の深刻化を見据え、農林水産物・食品の取扱いが敬遠されることのないよう、パレット化、検品作業の省力化、トラック予約システムの導入等を促進するとともに、

イ) 鉄道や船舶等へのモーダルシフトを促進する。

さらに、この取組など物流生産性向上も後押しするものとして、関係省庁と連携し、法制化も視野に、

ア) 物流の生産性向上に向けた商慣行の見直し

イ) 物流標準化・効率化の推進

ウ) 荷主企業等の行動変容を促す仕組みの導入等を進める。

(5) 円滑な食品アクセスの確保

① 「2024年問題」は、トラックドライバーの労働環境の改善だけでなく、農産物等の物流確保、産地等の負担抑制等、食料安全保障の観点からも重要な課題である。

政府は、本年6月に次期通常国会での法制化を含む「物流革新に向けた政策パッケージ」、10月に「物流革新緊急パッケージ」を打ち出しているが、来年4月の輸送力不足への対応について産地等への影響等を明らかにして懸念を払拭する必要がある。

このため、

ア) 九州、北海道等の産地からの幹線輸送を大ロット化し、複数ドライバーによる中継輸送にも資する、中継共同物流拠点の整備

イ) 荷積み・荷卸しの効率化や荷待ち時間の短縮に資する、標準仕様パレット、トラック予約システム等の導入

ウ) トラック輸送への依存度を軽減する、鉄道・船舶等へのモーダルシフト

といった具体的な取組を支援し、物流事業者や産地等の荷主事業者が本年内に作成する、分野・業界別の「自主行動計画」の実行を政府一体となって後押しする。

さらに、国土交通省等の関係省庁とも連携し、法制化も視野に、更なる対策を検討する。

なお、2024年問題については、現場での取組の実態等を踏まえ、今後とも継続して対応を検討する。

- ② 消費地内での地域内物流、特に中山間地域等でのラストワンマイル物流について、関係省庁と連携し、地方自治体、スーパー、宅配事業者等と協力して、食品アクセスを確保するための仕組みを検討する。
- ③ 福祉政策、孤独・孤立対策等を所管する関係省庁と連携し、物流体制の構築、寄附を促進する仕組みなど、生産者・食品事業者からフードバンク、子ども食堂等への多様な食料の提供を進めやすくするための仕組みを検討する。

- ② 地方自治体など、各地域が主体的に進める取組であることを前提とした上で、農林水産省においても関係省庁と協力して食品アクセスの質的充実・面的拡大を図り、買い物困難者・経済的に困窮している者への対応に取り組むことが重要である。
- このため、本年度内に関係省庁による支援策パッケージを取りまとめた上で、地方自治体、社会福祉協議会、J A、食品事業者、N P O等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援し、移動販売車等の買い物困難者対策や、フードバンク、子ども食堂、子ども宅食等への食品提供等の経済的に困窮している者への対策を推進する。

II 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

(6) 国民理解の醸成

国民理解の醸成に向けて、

- ① 食・農林水産業への理解の増進を図るための学校教育等における農林漁業体験や学校給食での食育の充実・強化
- ② 棚田地域や農業遺産地域の魅力発信、我が国・地域の農林水産物の利用を促進する国産国消・地産地消の推進、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進
- ③ 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- ④ 多様化する国民のニーズに応える生産者・事業者の様々な取組を表示・可視化することによる消費者や食品産業等への情報発信の強化等の施策を講ずる。

(7) 事業者・消費者の役割

事業者の役割について、食料システムの持続可能性を確保することが重要であることを踏まえ、食料の供給が持続的に図られるよう努力する旨を位置付ける。

消費者の役割について、食料システムの持続可能性を確保することが重要であることを踏まえ、食料システムの各段階における環境負荷低減の取組について理解を深め、持続的な食料供給の実現に向けて協力する旨を位置付ける。

(6) 国民理解の醸成

現行の基本法において、国の責務として国民理解の醸成を図るよう努めることとされている中で、農林漁業体験や学校給食での食育の充実・強化、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進など、展開方向に記載されている具体的な施策を推進する。

(7) 事業者・消費者の役割

食料システムの持続可能性を確保していくためには、生産段階と加工・流通などの事業者との連携を進めるとともに、消費者も含め、それぞれの当事者が、より主体的に、持続的な食料供給に寄与していくことが必要である。事業者・消費者の役割についても、こうした視点を踏まえながら、展開方向に沿って基本法への位置付けを行っていく。

II 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

(8) 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

現行の基本法では、食品産業の食品供給に果たす役割に着目し、環境負荷低減等への配慮や、事業基盤の強化、農業との連携の推進等、産業の健全な発展のために必要な施策を講ずる旨が規定されているが、食品産業が食料システムの重要な構成員であることを明らかにした上で、その持続的な発展を図るため、

① 産地・食品産業が連携して加工特性・機能性の合う国産原材料を安定的に供給・調達できるよう、産地育成・安定調達等を図りやすくする仕組み

② GHGの排出抑制等の環境負荷低減、人権に配慮した原材料調達、フードテックなど新技術の活用等、食品産業による持続可能性に配慮した取組を促進する仕組み

を構築し、国内資源の活用に積極的に取り組む企業に対して後押しを行う。

特に、食品ロスの削減に向けては、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直しとともに、食品廃棄量の情報に加えて新たにフードバンクへの寄附量の開示を促進するなど、食品事業者の取組を促進する。

(8) 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

消費面では、加工食品・外食が伸長する一方、生鮮品は横ばいのままであり、今後は、生産だけに着目した取組に留まらず、食品産業が主要な構成員である食料システムとしての取組が一層重要となる。

また、その取り巻く環境を見ると、

- ・ 環境、人権、健康、栄養等の取組が高まっている海外市場が伸長してマーケットとしての可能性を広げる一方、
- ・ 国際情勢に左右される原材料の安定調達、人口減少等に対処するための生産性の向上、物財費上昇等に対処するための資源の有効利用、コストを踏まえた生産等の継続等が課題となっている。

こうした変化を踏まえ、以下の役割を果たすよう、後押しする仕組みづくりを行う。

① 国民に対する食料の安定供給

- ・ 原材料の国産利用、農業と食品産業の連携強化、消費での利便性の増大等

② 食料の安定供給の持続性確保

- ・ 地域の事業者同士の協業、生産等での生産性の向上、フードテック等の新技術の活用
- ・ 外需の獲得（輸出促進、海外展開、インバウンド）
- ・ 海外展開等を可能とする産業構造の強化 等

③ 多様な価値への国民理解の促進

- ・ 環境負荷の低減、人権への配慮、健康・栄養への貢献
- ・ 食品ロスの削減 等

さらに、来年6月に適用期限を迎える「特定農産加工業経営改善臨時措置法」（平成元年法律第65号）については、小麦・大豆といった調達コストが高止まりしている輸入原材料の国産利用の促進等の支援を追加した上で延長することを検討する。

II 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(1) 多様な農業人材の育成・確保

今後、人口減少が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、中長期的に農地の維持を図ろうとする者を地域の大切な農業人材として位置付けていくことが必要である。その上で、生産水準を維持するためには、「受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体（効率的かつ安定的な経営体）」が円滑に生産基盤を継承できる環境の整備が不可欠である。

このため、受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体を育成・確保しながら、多様な農業人材とともに生産基盤の維持・強化を図られるよう、以下の施策を講ずる。

- ① 地域計画の策定を徹底し、地域内の将来の農地利用の姿を明確にした上で、
- ② 受け皿となる経営体が生産基盤を引き受けやすい形で継承できるよう、農地バンクを通じた農地の集約化等や、スマート技術等の省力化技術の導入に資する基盤整備の推進
- ③ 地域で離農農家が出てきた場合に、受け皿となる経営体が、農地を引き受けやすくするための仕組みの検討
- ④ 多様な経営体に対し、経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成・確保を図るための仕組みの検討

(1) 多様な農業人材の育成・確保

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

1) 受け皿となる経営体の育成・確保

各地域で地域計画の策定が進む中で、受け手が見つからない農地が発生しており、こうした課題を解決するため、市町村、農業委員会、農地バンク等が連携して、地域内外を問わず将来の農地の受け皿となる法人や新規就農者等の育成・確保に取り組むことを後押しする。

2) 農業支援サービス事業体の育成・確保

スマート農業を促進するための法制度の創設などを通じて、サービス事業体の育成・確保を強化する。具体的には、

- ① スマート技術の活用を支援するサービス事業体に対し、設備投資へのインセンティブ強化、資金融通の円滑化等の支援、
- ② サービス事業体の新規参入・事業拡大に向けたニーズ調査や人材育成、サービスの提供に必要な機械の導入等への支援を推進する。

- ⑤ 他産地・異業種や、外国から、労働力不足を補完する仕組みの検討
- ⑥ 青年等の雇用を通じた経営強化や労働環境の改善等に取り組む経営体の育成・確保
- ⑦ 新規就農の推進、スマート技術や有機農業等の農業高校・農業大学校等における教育内容の充実等、将来の農業人材の育成・確保
- ⑧ 経営力向上、人材育成、経営基盤の強化等に向けて農業経営を後押しする仕組みの検討
- ⑨ 地域農業の主体となる効率的かつ安定的な経営体に対し、引き続き、経営所得安定対策の措置

3) 労働力の確保、労働環境の改善

次世代の農業人材の確保につながる教育内容の充実、新規就農の促進を着実に実施するほか、人口減少下で限られた農業労働力を安定的に確保するため、外国人や女性を含む雇用者の働きやすさを高める取組（就労条件の改善、労働環境改善に資する施設・設備の整備、作業工程の見直し等）を支援する。

また、繁忙期が異なる他産地とのリレー雇用、異業種からの副業等も併せて推進する。

4) 経営力の向上、人材育成、経営基盤強化

生産原価計算や販売手法、労務管理などのリ・スキリングや経営者教育による農業経営人材の育成を行う。

各都道府県の農業経営・就農支援センターをはじめとする農業関係機関のより一層の連携強化及び他産業からの経営人材の参入を促すためのネットワーク作りを進めるとともに、あらゆる機会を捉え、農業者に直接アプローチしてこれらを浸透させる。

※ 経営基盤強化については3（2）②エに記載

- ⑩ 地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組の推進 等

5) 多様な農業人材の意欲的な取組の推進

- ① スマート農業を促進するための法制度の創設などを通じて、サービス事業者の育成・確保を強化する。具体的には、
- ・ スマート技術の活用を支援するサービス事業者に対し、設備投資へのインセンティブ強化、資金融通の円滑化等の支援、
 - ・ サービス事業者の新規参入・事業拡大に向けたニーズ調査や人材育成、サービスの提供に必要な機械の導入等への支援を推進する。【再掲】
- ② 担い手を含む地域の農業人材が連携して就農希望者に実務指導等を行う取組、農業者のリ・スキリングの機会を充実する取組を推進する。
- ③ 多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。

II 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(2) 農地の確保と適正・有効利用

地域計画（目標地図）に基づき、目標地図上の受け手に対する農地の集約化等を着実に進めるほか、世界の食料事情が不安定化する中で、我が国の食料安全保障を強化するため、国が責任を持って食料生産基盤である農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要がある。

具体的には、

- ① 地方公共団体による農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化
- ② 地域計画内の農地に係る転用規制強化
- ③ 農地の権利取得時の耕作者の属性の確認
- ④ 営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応
- ⑤ 地域計画内における遊休農地の解消の迅速化等の仕組みを検討する。

(2) 農地の確保と適正・有効利用

農地は食料生産の基盤であり、人口減少に対応し、将来にわたっての農地の総量確保と適正・有効利用のための措置を強化する必要がある。

このような観点から、展開方向に記載されている施策について、令和6年の通常国会への改正法提出も視野に、以下のとおり具体化を進める。

- ① 農用地区域の変更に係る国の関与の強化を図るため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等において以下の措置を検討する。
 - ア) 農用地区域からの除外について、集团的農地に係る要件を厳格化するなど、国・県面積目標の達成の観点から判断できる仕組みを設ける。
 - イ) 農地の総量確保のために、国と地方が協議を行う場を設置する。
 - ウ) 地域計画内農地の転用規制強化の観点から、地域計画内農地の農用地区域への編入を促進する。

- ② このほか、農地の総量確保と適正・有効利用を図るため、農地法（昭和27年法律第229号）等において以下の措置を検討する。
- ア) 農地の権利を取得しようとする際に、申請者の農業関係法令の違反の有無を確認するなど、農地を効率的に利用できない者が権利を取得しない仕組みを設ける。
 - イ) 営農型太陽光発電事業を始めとする農地転用の許可を受けた事業者が、適確に事業を実施していない場合の当該許可の取消しにつながる仕組み、是正命令に従わない場合の公表等の仕組みを設ける。
 - ウ) 地域計画内の遊休農地について農地バンクへの権利設定の手続きを迅速化する仕組みを設ける。
 - エ) 将来にわたって農地の総量を確保し、最大限活用を図るため、農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人が食品事業者・地銀ファンド等との連携により経営基盤を強化する措置を講じる。
- ③ また、これら措置に加え、解釈通知の明確化等により、地域ごとの運用の不均衡の是正・防止を図る。
- ④ なお、中山間地域における農地の総量確保に向けた農地バンクの関与の在り方も検討していく。

II 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(3) 経営安定対策の充実

農業者の経営の安定に向けて、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）、収入保険等で万全に対応していく。

特に、肥料については、供給・価格の安定を図るため、以下の措置を講ずる。

① 平時においては、化学肥料から堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換、堆肥の広域流通を促進するとともに、調達先国との資源外交の展開、肥料原料の備蓄体制の強化を進める。

② 価格急騰時においては、価格転嫁が間に合わない高騰分の補填対策を明確化して対応していく。

そのほか、農業・農村の人口減少等を見据えた中で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、多面的機能・環境負荷低減の直接支払や農地の確保・集約化などの施策とともに、需要に応じた生産を推進し、将来にわたって安定運営できる水田政策を確立する。

(3) 経営安定対策の充実

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

① 肥料については、

ア) 平時の対応として、政府一体となった化学肥料原料の調達先国との資源外交や経済安全保障推進法に基づく特定重要物資としての備蓄体制の整備を推進しつつ、原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携して行う堆肥や下水汚泥資源等の国内肥料資源利用拡大や関係事業者の連携づくり等を進めるためのマッチング機会の提供等の取組を加速するとともに、

イ) 価格急騰時の対応として、平時より通関における肥料原料価格等を調査し、同価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、これまでに実施した肥料価格高騰対策の仕組みや効果等を踏まえて影響緩和対策の実施を検討することを食料安全保障強化政策大綱に位置付ける。【再掲】

② 令和9年度以降の水田政策については、米の需要が減少し続けることが見込まれる中、需要に応じた生産を基本としつつ、食料安全保障の強化を図るため、水田を活用した米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進めていく観点から、将来にわたって安定運営できる水田政策の在り方をあらかじめ示すことができるよう検討し、その実現を目指す。

II 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(4) 農業生産基盤の整備・保全

農業者が減少する中で、スマート技術等を活用した営農が進めやすくなるよう、ほ場の一層の大区画化やデジタル基盤の整備を推進すること等により、農地の受け皿となる者への農地の集積・集約化を促進する。

また、需要に応じた生産を促進するため、水田の汎用化に加えて、水田の畑地化も推進する。

現行の基本法では、農業生産の基盤の整備については、生産性の向上を促進するために行う旨が規定されているが、

① 気候変動の影響に伴う災害の頻発化・激甚化が顕著となる中、災害の防止や軽減を図るためにも行う旨や、

② 施設の老朽化等が進む中、人口減少により施設の点検・操作や集落の共同活動が困難となる地域でも生産活動が維持されるようにするため、農業水利施設等の農業生産の基盤については、その保全管理も適切に図っていく必要がある旨

も位置付け、必要な事業や仕組みの見直し等を行う。

その際、防災・減災、国土強靱化対策については、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に取り組を進めていくことが重要であり、国土強靱化の着実な推進に向けて強力に取り組を進めていく。

また、災害復旧に当たっては、再度災害の防止等に向けた改良復旧の取組を推進する。

(4) 農業生産基盤の整備・保全

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

1) スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備

- ・ 国内農業生産の増大や輸出産地等の形成を図ることを視野に、生産性の向上を促進する観点から、スマート技術等の導入を進めるため、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備や、水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信基盤の整備等を推進し、それによる農地の集積・集約を推進する。
- ・ 需要に応じた生産に対応するため、水田の汎用化・畑地化、畑地の整備を推進する。

2) 農業生産の基盤の保全管理

① ダム、頭首工等の基幹施設

- ・ 施設の集約・再編、ICT等新技術導入、省エネ化等を推進する。
- ・ 管理水準向上のため、土地改良区に対する技術的支援を推進する。
- ・ 計画的に更新整備事業を実施するため、国等による発意での事業実施も可能とする方向で土地改良法（昭和24年法律第195号）における手続きの在り方を、令和6年度中に検討する。
- ・ 土地改良区の運営基盤の強化に向けた関係機関による議論・取組の進め方を土地改良法に規定する方向で、令和6年度中に検討する。

さらに、農業の生産基盤の保安全管理については、

- ① **ダム、頭首工等の基幹施設は、省エネ化、集約・再編、ICT等の新技術活用等を推進する。**
ライフサイクルコストを縮減するとともに、突発事故の発生を防止するため、施設の管理水準の向上を図るとともに、行政の判断で迅速に対策を行うことができる仕組みを検討する。
- ② 用水路等の末端施設は、特に中山間地域では、草刈り、泥上げ等の共同活動が困難となっていくため、最適な土地利用の姿を明確にした上で、
ア) 開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等を推進する。
イ) 共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みを検討する。

② 用水路等の末端施設

- ・ 管理作業の省力化に資する整備を推進する。
- ・ 多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。【再掲】
- ・ 地域における農業水利施設等の保安全管理の在り方について、土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者による議論やその後の取組の進め方を土地改良法に規定する方向で、令和6年度中に検討する。

3) 防災・減災、国土強靱化

- ・ 気候変動に伴い一層頻発化・激甚化する災害への対応として、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和6年度中に排水に係る基準等の見直しを検討する。
- ・ 防災重点農業用ため池については、洪水吐きの改修等豪雨対策の先行整備を推進し、防災工事を加速化する。
- ・ 受益者からの申請等がなく実施できる土地改良法の「急施事業」において、施設の新設や被災後の改良復旧の円滑な実施を可能とするとともに、防災事業の目的（対策）を拡充する方向で、令和6年度中に検討する。

上記1)～3)の検討状況を踏まえて、令和7年の通常国会への土地改良法改正案提出を視野に法制作業を進めるとともに、令和7年度中に次期土地改良長期計画（令和8～12年度予定）を策定し、土地改良事業を計画的に実施する。

II 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(5) 生産性の向上に資するスマート農業の実用化等

現行の基本法では、農業や食品加工・流通に関する技術について、研究開発や普及の推進を図る旨が規定されているが、

- ① 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業を実現するため、スマート技術や新品種の開発
 - ② 開発した技術や営業上の情報などの知的財産等の保護
 - ③ 食品の生産から加工・流通までの無駄を省く食料システムの構築
- 等の施策を講じていく旨を位置付ける。

特に人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するため、

- ① スマート技術等の新技術について、国が開発目標を定め、農研機構を中心に、産学官連携を強化し開発を進めると同時に、
- ② 生産者・農協、サービス事業者、機械メーカー、食品事業者、地方自治体等、産地・流通・販売が一体でスマート技術等に対応するための生産・流通・販売方式の変革（栽培体系の見直し、サービス事業者の活用等）などの取組を促進する

仕組みについて検討する。

また、知的財産等の保護・活用の強化に向けて、

- ① 育成者権管理機関等を通じた新品種の保護・活用と開発の推進
- ② 知的財産等を戦略的に活用できる専門人材の育成・確保等を通じた知的財産マネジメント能力の強化などの必要な施策を講ずる。

(5) 生産性の向上に資するスマート農業の実用化等

スマート農業については、人口減に伴う農業者の急減が見込まれる中で、実用化を加速するため、展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

- ① 技術の研究開発の段階では、国が主導で実装まで想定した重点開発目標を明確にした上で、これに沿って研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化により研究開発等を促進する。
- ② 生産現場においても、スマート技術の活用を支援するサービス事業者等と連携しながら、スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式への転換を促す。

さらに、これらを税制・金融等により一体的に支援できるよう、令和6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める。

II 政策の新たな展開方向**3 農業の持続的な発展****(6) 家畜伝染病、病害虫等への対応強化**

現行の基本法では、家畜伝染病、病害虫等への対応について具体的な規定がないが、家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延リスクが高まる中で、効果的に動植物検疫を実施する体制や、予防を重視した生産現場での防疫体制を構築する。

具体的には、

- ① 家畜防疫官・植物防疫官の体制の充実や、ICT技術等の活用による効果的な検疫体制の構築と厳格な水際措置の実施
- ② 家畜診療所等における産業動物獣医師の確保や、遠隔診療等による適時適切な獣医療の提供、データに基づく農場指導等による飼養衛生管理水準の向上
- ③ 病害虫発生予測の迅速化・精緻化や防除対策の高度化等による総合防除体系の構築等の施策を講ずる。

(6) 家畜伝染病、病害虫等への対応強化

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

1) 検疫体制の構築・水際対策の強化

携帯品・郵便物など家畜伝染病・病害虫等の侵入経路が多様化する中、国際的な電子植物検疫証明（ePhyto）システムの導入のほか、ICTタグ等のICT技術活用、病害虫リスク分析体制の強化等により動植物検疫の強化・効率化を図ることに加え、警察や他のCIQ関係機関と連携した違反者の摘発強化を図る。

2) 飼養衛生管理の徹底とまん延防止措置の充実

- ① 農場の飼養衛生管理や疾病情報のタイムリーな把握・共有等によりデータに基づく農場指導等を可能とし、家畜疾病の予防や生産性を向上させる飼養衛生管理支援システムを構築・導入する。
- ② 食料の安定供給の観点から、殺処分の影響の緩和のための分割管理の活用などを図る。
- ③ ワクチン等の動物用医薬品を迅速かつ安定的に供給できる体制構築のため、開発への支援、承認審査の国際調和、製造体制の強化等を戦略的に行う。
- ④ 産業動物獣医師の確保・技術向上を図るための臨床実習、獣医師の卒後研修等に対する支援を行うとともに、デジタル技術を活用した遠隔診療の導入により獣医療の提供体制を整備する。
- ⑤ 総合防除実践マニュアルの整備、新たな防除体系の確立等により総合防除を普及するための取組を支援するほか、AI等を活用した発生予察の高度化や都道府県の病害虫防除所の体制強化による国内防除体制の強化を図る。

II 政策の新たな展開方向

4 農村の振興（農村の活性化）

農村の活性化を図る上で重要な課題である「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から、以下の施策を推進する。

- ① 多様な人材の呼び込みに必要な農村の「しごとづくり」を強化するため、地産地消・6次産業化や農泊など地域の資源を活用した農山漁村発イノベーションを推進するとともに、関係人口も交えて地域に根ざした経済活動が安定的に営まれるよう、官民共創の仕組みも活用しながら伴走支援を行う。
- ② 複数集落エリアで農地保全や生活環境支援等に集約的に取り組むなど、農村の「くらしづくり」を担う農村RMOについて、特に中山間地域の小規模集落向けに形成を図る。
- ③ 中山間地域等において、棚田の振興など地域に「活力」を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築を推進する。
- ④ 中山間地域における農地保全のための地域ぐるみの話合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等にきめ細やかに取り組めるよう支援し、農村の持続的な「土地利用」を推進する。

また、こうした課題に対して、地域資源やAI、ICT等のデジタル技術を活用し、解決に向けて活動する「デジ活」中山間地域での取組を、農林水産省が中心となり、関係府省と連携して支援する。

これらの施策のうち、6次産業化や農村RMOについては、現行の基本法では、具体的な規定はないが、地域コミュニティの維持に必要な取組である旨を位置付ける。

4 農村の振興（農村の活性化）

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

- ① 関係省庁との連携の下、これまで農業・農村に関するしごとに関わっていなかった事業者と農業・農村活性化に関わる関係者とのマッチング機会の創出などを目指した官民共創の仕組みにより、課題解決に協力可能な企業を農村に呼び込む。
- ② その上で、個別の施策については、以下のとおり深化させる。
 - ア) 農山漁村発イノベーションについて、事業化に向けた取組の強化を通じ、新事業や付加価値を創出し、農村の雇用や所得を確保する取組を推進する。
 - イ) 農泊について、更なる宿泊者数・インバウンド誘客・関係人口の増加に向けて、高付加価値化のモデルを創出し、全国へ横展開する。
 - ウ) 農村RMOについて、特に中山間地域等の小規模集落向けに、組織の立上げや活動充実の後押しと、市町村・都道府県・関係府省と連携したサポート体制の構築を推進する。

そのほか、現行の基本法では、具体的な規定はないが、

- ① 鳥獣被害が農村における生産と生活の課題となる中で、鳥獣被害対策に取り組んでいく旨を位置付け、効率的な捕獲や侵入防止対策とジビエ利用の推進を図る施策を講ずる。
- ② 障害者を始めとする多様な人々の社会参画と同時に、これを通じた地域農業の振興が期待される中で、農福連携に取り組んでいく旨を位置付け、必要な施策を講ずる。

- 工) 鳥獣被害対策について、広域的で効率的・効果的な取組を支援する。また、ジビエ利用について、ハンターの育成や需要喚起といった捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を講ずる。
- オ) 農福連携について、農業関係者が主体となった地域協議会の拡大の後押しと、障害者だけでなく社会的に支援が必要な者（生活困窮者等）の社会参画を促進する。

II 政策の新たな展開方向

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、

① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

(1) 最低限行うべき環境負荷低減の取組

農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する。

これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。

具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組※」について、

- ① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること
- ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化することとする。

上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。

※①適正な施肥、②適正な防除、③エネルギーの節減、④悪臭及び害虫の発生防止、⑤廃棄物の発生抑制、循環利用・適正処分、⑥生物多様性への悪影響の防止、⑦環境関係法令の遵守等を各事業に合わせてチェックシートに反映。

- ② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。
- ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。
- ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用
- ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成

(2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援

クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。

その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。

(3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進

食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。

- ① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほか生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。
- ② J-クレジットについては、牛消化管内発酵由来のメタンを削減する給飼方法など、農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組を拡充する。また、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進を図る。
- ③ 実需者との連携や消費者理解の醸成については、食料システムの各段階の関係者が参画する「あふの環プロジェクト」を通じて情報発信を行うとともに、有機農業については、地域で生産から消費まで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の拡大に加えて、産地と消費地を結ぶ取組を推進する。

II 政策の新たな展開方向

6 多面的機能の発揮

日本型直接支払については、農業・農村の人口減少等を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、まずは、

① 中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。

② 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払については、

ア) 草刈りや泥上げ等の集落の共同活動が困難となることに対応するため、市町村も関与して最適な土地利用の姿を明確にし、活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進や、土地改良区による作業者確保等を図る仕組みを検討する。

イ) 先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。

これらとともに、地域計画を始めとする人・農地関連施策やみどりの食料システム戦略との調和などを図る。

6 多面的機能の発揮

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

(1) 中山間地域等直接支払・多面的機能支払

中山間地域等直接支払について、令和7年度からの次期対策では、多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進する。

多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。【再掲】また、事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について令和6年度中に検討する。

(2) 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払

クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。

その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。【再掲】

II 政策の新たな展開方向**7 関係団体等の役割**

現行の基本法では、特に規定がないが、人口減少や環境問題・気候変動等に対応しながら、地域農業・農村を維持し、食料安全保障を確保するためには、食料・農業・農村に関わる関係団体が、農業者・食品事業者等の経営発展、地域農業・農村の維持・発展を図るため、その役割を適切かつ十分に果たしていく必要があり、その取組を後押しすることを位置付ける。

なお、土地改良区については、農業水利施設の保全管理など求められる機能を発揮するため、合併、土地改良区連合の設立等を進めることを通じて、土地改良区の運営基盤の強化を図る。

また、食料安全保障の確保と食料・農業・農村の振興に向けて、農業関係団体のほか、川中・川下の食品事業者・団体、消費者団体、地方自治体等、食料システムの幅広い関係者の連携強化を促す。